

～大切なお知らせ～



子育て世帯の方へ

児童手当制度改正のご案内

令和6年10月より、児童手当制度が新しくなります。
内容をよく確認し、各家庭に応じた手続きを行ってください。

制度改正内容	これまで	令和6年10月から
①支給対象となるお子さん	中学校修了まで (年度末時点の年齢15歳まで)	高校生年代まで (年度末時点の年齢18歳まで)
②所得制限と支給月額について	<p>所得制限内の方</p> <p>【3歳未満】 一律 15,000円</p> <p>【3歳～小学校】 第1子・2子 10,000円 第3子以上 15,000円</p> <p>【中学校】 一律 10,000円</p> <p>制限額以上上限内の方</p> <p>【特例給付】 一律 5,000円</p> <p>上限額以上の方 支給なし</p>	<p>所得制限が撤廃され一律に児童手当を支給</p> <p>【3歳未満】 第1子・2子 15,000円 第3子以上 30,000円</p> <p>【3歳～高校生年代】 第1子・2子 10,000円 第3子以上 30,000円</p>
③多子加算	年度末年齢18歳までのお子様の人数	年度末年齢22歳までのお子様の人数 (高校卒業後のお子様は、受給者が監護相当・生計費を負担している場合カウントする)
④定期支給月等	<p>【定期支給月】 2・6・10月</p> <p>※支給月の前4か月分を支給</p>	<p>【定期支給月】 2・4・6・8・10・12月</p> <p>※支給月の前2か月分を支給</p>

- 制度改正に伴い、**申請が不要な世帯**と**必要な世帯**があります。
必ず裏面を確認し、申請が必要かどうか判断してください。

お問い合わせ先

芦別市役所福祉課福祉係(1階 14番窓口)

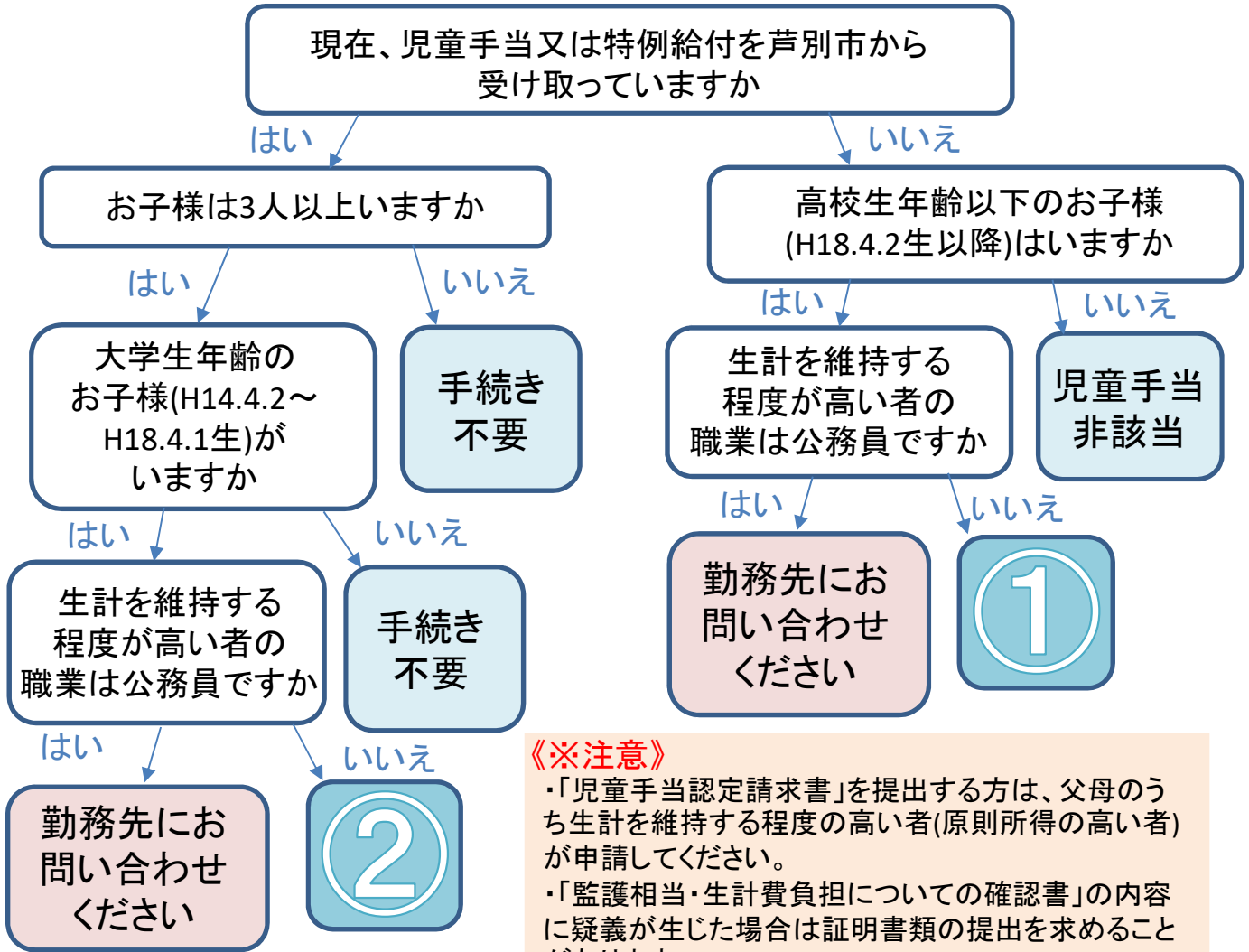
0124-27-7368(平日8:30～17:15)

電子メール fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp

(表面)

(裏面)

児童手当申請要否確認フローチャート



《※注意》

- ・「児童手当認定請求書」を提出する方は、父母のうち生計を維持する程度の高い者(原則所得の高い者)が申請してください。
- ・「監護相当・生計費負担についての確認書」の内容に疑義が生じた場合は証明書類の提出を求めることがあります。

《①に該当した方》

「児童手当認定請求書」の提出が必要です。

<添付資料>

振込口座がわかるものの写し、請求者の保険証の写し

※大学生年齢(H14.4.2～H18.4.1生)のお子様を養育しており、お子様が3名以上いる場合は「監護相当・生計費負担についての確認書」も提出してください。

※対象児童が別居している場合には「別居監護申立書」も提出して下さい。

《②に該当した方》

「額改定請求書」、「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要です。

①または②に該当した方

【受付期間】

○令和6年9月2日(月)～令和6年10月31日(木)まで

受付期限を過ぎて申請された方は、最終締切日までに申請していただければ10月分からの手当額の差額分を支給することが可能です。

○令和7年3月31日(月)《最終締切日》

上記の期限を過ぎて申請された場合、10月分～申請月分の手当がもらえなくなりますのでお早めに申請に来てください。